

議案第71号

三朝温泉会館使用条例の一部を改正する条例トイフ

三朝温泉会館使用条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十八年六月二十九日提出

三朝町長

坂出 雅 己

昭和三十八年六月二十九日原案可決

三朝町議会議長

矢田 秀雄



三朝温泉会館使用条例の一部を改正する条例

三朝温泉会館使用条例（昭和三十四年三朝町条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三朝洋弓場（以下「洋弓場」という。）を削りならびに次に

「三朝温泉プール（以下「温泉プール」という。）を加える。

第三条中「洋弓場」を削りならびに次に「温泉プール」を加える。

第五条中「項中」別表三の次に「温泉プール」の使用料は別表四を加える。

第八条中「及びゴルフコース」の次に「ならびに温泉プール」を加える。

この条例は公布の日から施行する。

附 則

別表四

区分	種別	一般の使用料 (一回につき)	団体の使用料 (一回につき)	その他の規定
大人		≡。円	二五円	一、団体とは五十人以上のもの統制的な催あつても 二、六才以下の幼児にのみは、保護者、又は主見 任者等付き添ひにて入場するものとす。又、 三、使用時間は会館の営業時間内とする。
高校生		二。円	一五円	
中学生以下 人		一五円	一。円	